

# 「さつま町立小・中学校の規模等の適正化について」の答申

## 答申抜粋

### 1. さつま町立小・中学校の現状と課題

③ 小・中学校ごとの学校規模の推移（平成21年度と27年度の比較）

学校規模の適正化については、さつま町合併後に策定された、さつま町総合振興計画（平成18年3月策定）に基づき検討を進めているものです。平成19年6月25日に、さつま町教育委員会教育長が、各界の代表者19人で組織された検討委員会に「さつま町立小・中学校の規模等の適正化について」の検討を依頼しました。

同委員会では、部会なども設け慎重に審議され、平成21年6月24日に答申が出されたものです。



答申書を東教育長に渡す徳留委員長

② 児童生徒数

小学校の児童数については、平成元年から平成21年までと推移し、人数で921人、率で43.6%の減少となってい。中学校の生徒数については、平成元年から平成21年までと推移し、人数で43.92人、率で43.0%の減少となつている。

	平成元年度 (A) 人	平成21年度 (B) 人	(A)-(B) 人
小学校	2,113	1,192	921
中学校	1,145	653	492

① 学校数

さつま町は平成17年3月22日に3町が合併し、平成21年6月現在で小学校14校、分校1、中学校4校が設置されている。旧町別では、宮之城地区が小学校8校、中学校2校、鶴田地区が小学校3校、中学校1校、薩摩地区が小学校3校、分校1校、中学校1校となつてている。

※学級数は特別支援学級を除く  
※小学校の学級適正規模 12学級～18学級（学校教育法施行規則から）  
※平成27年度の児童生徒数は推計による

### 2. 適正規模等の基本的な考え方

① 生き生きとした教育活動の展開を目指す

各学校が、それぞれの特長を十分発揮し、学びの主体である児童生徒一人一人が、社会性を培い、お互いに切磋琢磨しながら生き生きとして自分の目標実現に向けて取り組むことができるようにする。

② 社会の変化や時代のニーズに応える

町の合併等に伴う社会の変化や個々の児童生徒の多様性に的確に対応できるとともに、新学習指導要領等の円滑な推進ができるなど学校全体としての教育活動の活性化を図る。

③ 長期的、全町的な視野に立つ

今後の急激な児童生徒数の減少傾向に対応し、教育の質的改善を図る観点から平成30年度までの児童生徒数を視野に入れ、全町的な立場に立つとともに町民に与える影響などを考慮し、段階的に進める。

④ 学校の特性を生かす

連綿と引き継がれてきた各学校の教育の歴史と伝統を生かし、さらに新しい教育の歴史と伝統を生み出すとともに、地域の特性やニーズを踏まえ、より一層積極的な教育が展開できる基盤を創る。

### 3. 適正規模の基本的在り方

さつま町の小・中学校の児童生徒数の現状及び将来の推計によると、今後において、全町的に見ると増加する見込みは無いことから、学校の小規模化が加速していく状況にある。このため、現行の法制度で定められている「小学校（中学校）の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」（学校教育法施行規則第41条、第79条）を参考にしながら、教育指導面や学校運営面など多岐にわたって協議を行った結果、本検討委員会は次のように提言する。

#### ① 学校適正規模

##### 小学校

町全体の学校規模、地理的条件、教育活動の活力の維持及び複式学級の解消などから、小学校の学校規模としては1学年15人から20人程度を超えることが望ましい。

また、1学年で10人に満たない人数になり、完全複式学級の状況に移行する事が見込まれる事態になつた段階で、再編を視野に入れた検討を始めるものとする。小規模校特別認可制度については、再編と同時に廃止するものとする。

なお、分校については、平成19年度から3年間休校の状況が続いている、再開校の見通しも無いことから、本校への統合を進める必要がある。

中学校については、教科担任制であることから、専門教科等の教員を確保することや多様な教育活動が可能となるよう、将来を見据えると1町1中学校が望ましいが、保護者の理解や地理的条件から通学手段の確保が困難であることを考慮すると、当面は1町2中学校が適当と考える。

なお、教員配置や多様な教育活動が図られる観点から1学年3学級以上が望ましい。

#### ② 学校の適正配置

現在の学校施設の状況や再編後において、児童・生徒数を見ても、現在ある校舎を活用しても教育活動には支障がないと思われる所以、新しい地に新しい校舎を新設する必要

はないものと考えられる。

このため具体的な学校の配置に当たっては、通学距離などを考慮すると共に保護者や地域住民など関係者の意見を十分聴きながら、学校現場や地域が混乱することがないよう配慮することが望ましい。



複式学級での授業風景（桜野小学校）

#### ③ 共通配慮事項

##### ○ 地域と連携した取り組み

学校再編にあたっては、保護者や地域住民に理解してもらえるよう十分な説明を行い、地域の実情を踏まえながら取り組んでいく必要がある。



異学年の交流の様子（鶴田小学校）

##### ○ 学校施設の利活用

再編に伴い、廃校となる学校施設については、施設の状況や地域の状況を踏まえ、地域の振興を図るため公共施設若しくは公共性の高い施設として活用する必要がある。

児童生徒が学校生活に支障が生じないよう、再編の対象となる学校間で事前交流を行うなど、一定の準備期間を確保して、精神的負担の軽減を図る必要がある。

##### ○ 児童生徒の環境変化への配慮

再編に伴う環境の変化により、